

公共工事等に係る苦情対応要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計並びに工事用資材の購入（政府調達協定（1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。）の対象となっているものを除く。以下「公共工事等」という。）の入札・契約の過程、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止及び警告（以下「指名停止等」という。）に係る苦情への対応について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる苦情)

第2条 この要領の対象となる苦情は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が250万円以上である公共工事等の入札・契約の過程に係るもの。
- (2) 指名停止要領に基づき行われた指名停止等に係るもの

第2章 一次苦情申立て

(一次苦情申立て)

第3条 公共工事等に係る入札・契約に参加した者若しくは参加しようとした者（以下「入札参加者等」という。）又は指名停止等を受けた者（以下「指名停止業者」という。）は、公共工事等を発注した機関若しくは発注しようとした機関（以下「発注機関」という。）又は指名停止等を行った知事に対し、氏名、商号又は名称及び住所、連絡先、申立ての対象となる事案並びに不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載した書面により苦情を申し立てること（以下「一次苦情申立て」という。）ができるものとする。

2 入札参加者等又は指名停止業者は、次に掲げる期間内に、一次苦情申立てを行うことができるものとする。

- (1) 指名に係る苦情については、公表を行った日の翌日から起算して5日（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）以内
- (2) 指名停止等に係る苦情については、次に掲げる期間内とする。ただし、当該期間の末日が県の休日の場合は、その翌日までとする。
 - ア 指名停止 当該指名停止の期間内
 - イ 警告 当該警告の日の翌日から起算して2週間以内
- (3) 前号以外の事項に係る苦情については、苦情に係る事実を知ることのできた日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内

3 入札参加者等又は指名停止業者が、発注機関又は知事（以下「知事等」という。）に対し苦情申立てを行いたい旨申し出た場合には、知事等は、当該入札参加者等又は指名停止業者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければな

らない。

(一次苦情申立てへの対応)

- 第4条 知事等は、一次苦情申立てを受理した日の翌日から起算して5日(県の休日を除く。)以内に書面により当該一次苦情申立てをした者(以下「一次苦情申立者」という。)に回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ場合又は回答に当たり相当の調査・確認を要する場合等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。
- 2 知事等は、申立期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該申立てを却下することができる。
 - 3 知事等は、一次苦情申立てに対する回答に際し、回答が行われてから7日(県の休日を除く。)以内に再苦情を申し立てることができる旨の教示を行うものとする。
 - 4 発注機関は、第1項の規定により一次苦情申立者に回答したときは、一次苦情申立書及び回答書の写しを主管課経由で出納局契約課に送付するものとする。
 - 5 出納局契約課は、前項の規定により関係書類の送付を受けたときは当該書類の写しを、知事が第1項の規定により一次苦情申立者に回答したときは一次苦情申立書及び回答書の写しを、県政情報センター及び関係する県政情報コーナー(以下「県政情報センター等」という。)へ送付し、閲覧方式により公表するものとする。

第3章 再苦情申立て

(再苦情申立て)

- 第5条 前条の規定による回答に対して不服がある一次苦情申立者は、知事等から回答を受け取った日の翌日から起算して7日(県の休日を除く。)以内に、再苦情申立書(別記様式)により知事に対して再苦情を申し立てること(以下「再苦情申立て」という。)ができるものとする。
- 2 知事は、再苦情申立てを受理したときは、直ちに宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会(以下「委員会」という。)に諮問するものとする。
 - 3 知事は、再苦情申立てをした者(以下「再苦情申立者」という。)に対し、委員会の答申の結果を踏まえた上で、当該答申を受けた日の翌日から起算して5日(県の休日を除く。)以内に回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立に根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立が認められた旨及びこれに伴い知事が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。
 - 4 前条第5項の規定は、再苦情申立ての場合に準用する。この場合において、これらの規定中「一次苦情申立者」とあるのは「再苦情申立者」と、「一次苦情申立書」とあるのは「再苦情申立書」と読み替えるものとする。
 - 5 知事は、申立期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後5日(県の休日を除く。)以内に当該申立てを却下することができるものとする。
 - 6 再苦情申立ては、原則として入札・契約手続の執行を妨げるものではない。
なお、再苦情申立者から入札手続の執行の停止の申出があったときは、知事は、執行の停止について、委員会の意見を聴くものとする。

(委員会の審議等)

- 第6条 委員会は、第5条第2項の規定により知事から諮問があった場合、再苦情の申立てのあった日からおおむね50日(県の休日を含む。)以内に審議結果をとりまとめ、知事に答申するものとする。この場合において、委員会は、検討の結果の根拠に関する説明を付して、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、必要に応じて適正な是正策を示すものとする。
- 2 委員会は、再苦情申立者及び知事からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により審議を行うものとする。
 - 3 委員会は、答申するに当たり、第2条の規定により苦情の対象となる事案(以下「対象事案」という。)におけるかしの程度、全部又は一部の入札参加者等又は指名停止業者に与えた不利益な影響の程度、入札参加者等の誠意、当該対象事案に係る契約の履行の程度、当該対象事案が県に与える負担、当該対象事案の緊急性、発注機関の業務に対する影響等を考慮するものとする。
 - 4 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員会の委員は、当該苦情の審議に参加することができないものとする。
 - 5 委員会は、必要に応じ、対象事案に関し識見を持つ技術者等から意見を聴くことができるものとする。この場合において、当該技術者等は、当該対象事案に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。
 - 6 委員会は、知事が受理した苦情に係る対象事案に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、この要領による当該処理手続に従い苦情についての審議を行うものとする。
 - 7 委員会は、入札参加者等又は指名停止業者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他入札参加者等又は指名停止業者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しないものとする。
 - 8 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(要領の公表)

第7条 この要領は、県政情報センター等で閲覧方式により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

年 月 日

再苦情申立書

宮城県知事

殿

再苦情申立者

住 所

氏名, 商号
又は名称

印

電 話

申立ての対象の工事等	
申 立 事 項	
申 立 て の 根 拠	